



ときわだい
時の話題

イラン情勢から国民を守り抜く！

今年の2月末、ホルムズ海峡が封鎖され、我が国の原油輸入の大部分が途絶する事態となりました。政府は、中東以外の輸入先の確保などを通じて、原油や原油由来製品の必要量は確保されていると繰り返し説明しています。

一方で、公明・中道・立憲の三党は連携してイラン情勢による影響調査を実施し、4月28日には、1万2,000件を超えるアンケート結果に基づく緊急提言を政府に提出するなど、必要な政策の実現を求めてまいりました。安江自身も率先して現場の声を伺っていますが、ナフサ由来製品の不足による影響が、地域経済や事業活動にじわじわと広がってきていることを実感しています。

安江は、令和8年度当初予算の審議が行われていた3月頃から、イラン情勢を踏まえた予算の見直しや補正予算の編成の必要性を訴えてきました。しかし、政府が補正予算編成の方針を決定したのは5月18日であり、遅きに失したと言わざるを得ません。

加えて、低所得世帯や子育て世帯へのさらなる支援、中小・小規模事業者の皆様の事業継続と雇用を守るための支援など、現場の実情に応じた施策はなお不十分な状況です。

安江は、皆様の生命と暮らしを守るため、これからも現場の声を政治へ届け、その実現に向けた推進力として全力で取り組んでまいります。

どうなる！？「憲法改正論議」

憲法の最も重要な役割は、「国家権力による人権侵害を防ぐこと」にあると考えています。現在、国会では憲法改正に関する議論が本格化しつつありますが、その際に決して忘れてはならないのが、この「人権擁護」の視点ではないでしょうか。

とりわけ議論が先行しているのが、いわゆる「緊急事態条項」の創設です。具体的には、「選挙の実施が困難な状況における国会議員の任期延長」や、国会を開くことすら困難な場合に内閣が法律に代わる措置を講じることができる「緊急政令」などが議論の対象となっています。

選挙によって選ばれた国会議員が「国民の代表」として国政を担う民主主義の仕組みは、政府への権力集中を防ぎ、人権侵害を抑止する役割も果たしています。そのような観点からすれば、「緊急事態条項」の創設については、虚心坦懐に議論しつつも、慎重な検討が必要であると考えています。

例えば、緊急時においても民主的統制を維持するという観点からは、参議院の緊急集会の機能を拡充し、衆議院の代替的な役割を果たせるようにする方策も考えられます。また、「緊急政令」についても、既存の法制度や個別の立法措置によって対応できる場合が少なくなく、その必要性については十分な検証が求められるのではないのでしょうか。

憲法改正論議は、私たち一人ひとりの暮らしや権利にも深く関わる重要なテーマです。ぜひ多くの皆様に関心をお寄せいただき、ともにより良い憲法の在り方を考えていければと切に願っています。

安江のぶお通信

2026年 夏号 発行：安江のぶお後援会

—KOMEITO—
公明党

前参議院議員

Paloma Mizuho Stadium

パロマ瑞穂スタジアム前（名古屋市）

ごあいさつ

「安江のぶお通信」をお読みいただきありがとうございます。昨年7月の参議院議員選挙から早くも約1年が経ちました。この間も、日々現場を回らせていただきながらご要望や課題をお寄せいただいております。

特に最近、プラスチックなどのナフサ由来製品の供給不足や仕入価格の高騰による影響に苦しむ声を数多く頂戴しております。中には事業の継続にも関わる深刻なものも少なくありません。人々の生命と暮らしを守り抜くことは政治の責任です。しかし、現政権の対応は必ずしも迅速・的確とは言えず、現場に対する「感度」も十分とは言えません。「人のぬくもり」を感じることができる政治の実現に全力で取り組んでまいります。

また、公明・中道・立憲の三党の合流に関しても、



多様なご意見を頂戴しております。大切なことは、生命・生活・生存を最大限に尊重する人間主義の旗の下に集う仲間を一人でも多く結集し、現政権に対する確かな対抗軸を確立することです。政権交代の選択肢を創り出すため、後戻りすることなく、着実に歩みを進めてまいります。これからも、皆様のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

安江 伸夫

みんなでつくる！ やすえの政策相談所 #みぢかにやすえ

あなたの実現してほしい政策や
気になる課題など、
安江のぶおにお聞かせください✨
みんなの声をカタチにして明るい未来をつくらせていきます！！



東海ラジオ 好評放送中！

「安江のぶおの RADIO SMILE！」
毎週月曜日 20:20～20:30
スマホのアプリ「radiko」でもお聴きいただけます

YouTubeでライブ配信 ✨
「やすえ de ナイト 🌙」
毎月 第1・第3月曜日 20:30～20:50頃

安江のぶお 事務所

ホームページ
各種SNS ▶



〒462-0044
愛知県名古屋市北区元志賀町 1-68-1
ヴェルドミール志賀203号室



❖誰ひとり取り残されない教育の充実



◇3/19 西濃学園・学園長との懇談会

子どもたちの個性に応じた柔軟なカリキュラム編成が可能な「学びの多様化学校」。安江は、その全国的な整備に取り組んできました。岐阜県にある同校の一つ、西濃学園。下野六太参議院議員らとともに加納学園長からお話を伺いました。寮での集団生活や自然体験を重視する特色ある取組を学ばせていただき、子どもたち一人ひとりに寄り添う教育の重要性を改めて実感しました。

❖世界に誇る我が国のリハビリを国家戦略へ



◇3/23 藤田医科大学リハビリテーション科

我が国のリハビリテーション技術は世界最高水準にあります。安江は、中道改革連合の山本香苗衆議院議員らとともに、先進的な取組を進める藤田医科大学病院を視察しました。また、山本議員の提案により、リハビリ政策を総合的に推進する司令塔機能も創設。健康寿命の延伸や社会保障改革にも資するリハビリ政策について、今後も取り組んでまいります。



❖「中道の塊」の最大化へ！

◇統一外の戦いの勝利

3月の東海市議会議員選挙、4月の北名古屋市・清須市・愛西市議会議員選挙と、統一外の選挙戦が続いていますが、愛知県内のいずれの選挙においても公明党公認候補は全員当選を果たすことができました。来年には最重要の政治決戦である統一地方選挙を控えています。今後もあらゆる戦いを勝ち抜き、人々の暮らしを守る「中道の塊」をさらに大きくしてまいります。



❖「がん教育」のさらなる充実へ ◇4/20 リレー・フォー・ライフ・ジャパンとの懇談会



いまや日本人の二人に一人が罹患すると言われる「がん」。公明党には、「がん対策といえば公明党」と評価される長年の取組の歴史があります。早期発見・早期治療のための環境整備はもちろんのこと、がんについて正しく学ぶ「がん教育」の充実も重要です。安江は、文部科学大臣政務官在任などを通じて、外部講師を活用したがん教育の推進にも取り組んできました。今後も水野恵豊橋市議らと連携しながら、市町における取組を後押ししてまいります。



❖公明党愛知県本部「躍進の集い」を開催



◇6/1「躍進の集い」

公明党代表竹谷とし子参議院議員を迎え、愛知県本部主催の「躍進の集い」を名古屋市内で開催しました。当日は多くの皆様にご臨席いただくとともに、愛知県知事の大村秀章様、中道改革連合・国会対策委員長・衆議院議員の重徳和彦様、立憲民主党・国会対策委員長・参議院議員の斎藤嘉隆様から、それぞれご挨拶を頂戴しました。愛知の地から、「中道」の勢力拡大と躍進の流れを力強く築いてまいります。

や す え

安江も取組みました！



アジア・アジアパラ競技大会の大成功へ



今年の秋、愛知・名古屋を中心に、第20回アジア競技大会(9月19日～10月4日)及び第5回アジアパラ競技大会(10月18日～10月24日)が開催されます。両大会は、オリンピック・パラリンピックにも匹敵するアジア最大級の国際スポーツ大会です。

大会には、アジア各国・地域の人々が集い、スポーツを通じて友情を育み、多様性を認め合い、ひいては国際平和にも寄与するという大きな意義があります。とりわけアジアパラ競技大会は、障がいのある方々への理解を深めるとともに、社会参画の促進につながる重要な機会でもあります。

昨今の厳しい国際情勢を踏まえれば、こうした大会が持つ意義はますます大きくなっていると感じます。

これまで安江は、地元選出の国会議員として、またスポーツ行政を所管する文部科学大臣政務官として、仲間たちとともに大会の成功に向けた取組を後押ししてまいりました。

大会の成功は、競技運営だけでなく、どれだけ多くの皆様にその意義や感動、熱気を共有していただけるかにも懸かっています。ぜひ観戦やボランティアなど、さまざまな形で両大会に関わっていただき、ともに大会を盛り上げていただければ幸いです。



いよいよ全面実施！民事裁判のIT化

改正民事訴訟法の施行により、裁判の提起から判決に至るまでの手続きをオンラインで行うことができる「民事裁判の全面IT化」が、5月21日からスタートしました。これにより、手続の迅速化が図られるとともに、裁判を利用される方々の負担軽減にもつながることが期待されています。

実は、この法改正は2022年に成立したものです。当時、参議院法務委員会の理事の一人であった安江は、同法の審議にも深く携わりました。

特に安江が重視したのは、IT機器の利用に不慣れな方々の「裁判を受ける権利」が損なわれてはならないという視点です。デジタル化を進める一方で、誰もが安心して司法にアクセスできるよう、裁判所等による手厚い支援体制の整備を求めてまいりました。

こうした議論も踏まえ、代理人のいない本人による訴訟では、オンライン手続の利用は義務ではなく、従来どおりの方法を選択することも可能です。また、IT機器の利用に不安がある方に対しては、裁判所をはじめ、法テラスや弁護士会などを通じたサポートを受けられる体制も整備されています。

今回の全面施行を契機として、司法制度がより身近で利用しやすいものとなり、一人ひとりの権利や利益の擁護につながることを期待しています。

安江は、弁護士出身の政治家として、今後も国民の皆様に関与した司法制度改革に取り組んでまいります。

